

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
2	R6. 4. 8	R6. 6. 7	<p>③私立外国人学校運営補助要項の附則において、朝鮮学校への補助金は「別知事が定めるまで」停止するとしている。2010年から2024年4月に至る、この間、この件について協議検討がなされたか、わかる全ての資料。又、「別途知事が定める」の意味するところが分かる資料全ての資料</p> <p>④ホームページには、いまだに2013年11月1日づけの「朝鮮学校調査報告の概要」が掲載されているが、その理由がわかる全ての資料・2016年3月から2016年9月まで、削除されていたが、2016年9月に知事の指示により再提案、掲載されている。再掲載された理由がわかる全ての資料</p> <p>⑤東京都こども基本樹齢が施行されてから、本条例に基づき、補助金復活を検討・協議した事実はあるか。あれば、そのことがわかる資料全て。</p> <p>⑥朝鮮学校への補助金復活を求める都民署名○筆を○回都知事へ提出したが、その署名が窓口から都知事まで確かに渡されたことがわかる資料すべて。</p>				1											<p>当該公文書は保存期間5年の公文書であり、既に廃棄されているため存在しない。</p> <p>当該文書は実施機関では作成及び取得しておらず存在しない。</p> <p>当該文書は実施機関では作成及び取得しておらず存在しない。</p> <p>当該文書は実施機関では作成及び取得しておらず存在しない。</p>	生活文化スポーツ局私学部私学行政課

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
			⑦〇〇〇〇年〇月〇日、都知事あてに〇〇〇〇名の要望書を提出したが、その時の報告、記録、決裁文書、メモ全て。 以上															開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人の行動が実際にあったか否かという東京都情報公開条例第7条2項に該当する個人に関する情報で特定の個人を識別できるものを公にすることとなるため、同条例第10条に基づき、当該公文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	
3	R6.4.9	R6.6.7	共催市検討資料（令和5年度東京空襲資料展）	1	1						1							【東京都情報公開条例第7条第2号】 会計年度職員の印影：公にすることにより、特定の個人が識別できる情報であるため	生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課
4	R6.6.6	R6.6.11	有明テニスの森公園（3）施設改修その他工事に係る工事費総括書（最終）、工事総括書（最終）、種別内訳書（最終）	225	1														生活文化スポーツ局スポーツ施設部施設整備課
5	R6.4.18	R6.6.17	・令和4年度分の担当者旅行命令簿（東京都庭園美術館内収蔵室等での作業分） ・令和5年度分の担当者旅行命令簿（東京都庭園美術館内収蔵室等での作業分）	45	1						1							【東京都情報公開条例第7条第2号】 ・会計年度職員の氏名：公にすることにより、特定の個人が識別できる情報であるため ・会計年度職員の自宅最寄駅名：個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため ・会計年度職員の自宅最寄駅に関わる駅名および路線名：個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため ・会計年度職員のサービスに関する内容：個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため	生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課
6	R6.4.18	R6.6.17	倉庫内で資料等が保管されている様子がわかる動画や写真等を含む全ての資料				1												生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
7	R6.6.6	R6.6.20	(1)私立外国人学校教育運営費補助金交付要綱(2)令和4年度私立外国人学校教育運営費補助金交付決定額一覧(3)令和5年度私立外国人学校教育運営費補助金交付決定額一覧	10	1																生活文化スポーツ局私学部私学振興課	
8	R6.6.6	R6.6.20	朝鮮学校調査報告書(平成25年11月)に基づき、補助金を交付しないことを決定した文書					1													当該公文書は実施機関では保有しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局私学部私学振興課
9	R6.6.6	R6.6.20	私立外国人学校教育運営費補助金を除いて、東京都が外国人の保護者に対して交付している支援金がわかる文書																		当該文書は実施機関及び文部科学省のホームページで閲覧できるため	生活文化スポーツ局私学部私学振興課
10	R6.6.7	R6.6.21	会計年度任用職員の労働条件に係る要請行動 議事録メモ	4	1					1											【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 当該情報は、都の職員の労働条件に係る情報であり、一部のみが断片的に公になった場合、都の人事管理及び服務事項について誤解と混乱を招きかねず、人事事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化スポーツ局総務部総務課
11	R6.4.23	R6.6.21	「東京都×つむばば」コラボ家事・育児のコミュニケーションに役立つLINEスタンプ無料配布に関する一切の文書(当該プロジェクトの検討から実施に至るまでの全てのプロセスに関する文書を含みます)	9	1																	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等										
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号												
12	R6. 4. 23	R6. 6. 21	「東京都×つむばぱ」コラボ家事・育児のコミュニケーションに役立つLINEスタンプ無料配布に関する一切の文書（当該プロジェクトの検討から実施に至るまでの全てのプロセスに関する文書を含みます）	136		1													1	1	1								【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することは出来ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 非公開の審査委員会の情報であり、公にすることにより、学識経験者との信頼関係を損ね、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課